

長崎県水産物輸出連絡会規約

(設置)

第1条 本県水産物の輸出を促進するため、長崎県水産物輸出連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 構成員間のネットワークの構築
- (2) 水産物輸出(HACCP等)に関する情報共有・相談対応
- (3) 本県水産物の輸出実態の把握
- (4) 前3号の規定に附帯する取組

(構成員)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者のうち、県内の団体・企業等で入会を希望する者をもって構成する。

- (1) 漁業協同組合等
 - (2) 漁業者
 - (3) 養殖業者
 - (4) 加工業者
 - (5) 市場関係者
 - (6) 輸出業者・流通業者
 - (7) 貿易振興を行う独立行政法人等
 - (8) 輸出・衛生業務を所管する行政機関
- 2 前項の規定に関わらず、県外の団体・企業等であっても、特に希望する場合には、連絡会の活動内容を妨げない範囲内で、構成員とすることができる。

(会長)

第4条 会長は、長崎県水産部水産加工流通課長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡会を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会における会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、毎年度、全体会議を招集する。
- 3 会長は、必要に応じて、次の各号に掲げる専門分野ごとの部会を招集することができる。
 - (1) 漁業・養殖部会
 - (2) 加工部会
 - (3) 市場部会
 - (4) 輸出・流通部会
- 4 会長は、会議に必要なときは、第3条第1項各号に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務は、長崎県水産部水産加工流通課が処理する。

(手 続)

第 7 条 連絡会の入会及び退会については、別に定める様式によるものとする。

2 構成員の団体・企業等が解散した場合には、連絡会を退会したものとみなす。

(秘 密 を 守 る 義 務)

第 8 条 構成員は、他の構成員が了承した場合を除き、連絡会で知り得た秘密を漏らしてはならない。連絡会を退会した後も、また、同様とする。

(委 任)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。